

調査結果の概要

1 賃金事情調査

(1) 賃金改定状況

① 賃金改定額

平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 1 年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 7,137 円（平成 26 年 6,688 円）、率で 2.15%（同 2.05%）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 1,644 円（同 1,179 円）、率が 0.46%（同 0.31%）であった。（表 1、付属集計表第 3 表）

表 1 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	7,137	2.15	1,644	0.46
製造業	7,027	2.20	1,437	0.42
平成 26 年				
調査産業計	6,688	2.05	1,179	0.31
製造業	6,380	2.04	1,057	0.34

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

② 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は 181 社（集計 216 社の 83.8%）で、そのうち平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 1 年間において、ベースアップを実施した企業は 103 社（賃金表ありとする企業 181 社の 56.9%）、ベースダウンを実施した企業は 1 社（同 0.6%）、賃金表の改定が行われなかった企業は 69 社（同 38.1%）であった。

定期昇給制度がある企業は 172 社となっており、その全ての企業で定期昇給を実施している。

昇給額は「昨年と同額」118 社（実施した企業 172 社の 68.6%）、「昨年比で増額」43 社（同 25.0%）、「昨年比で減額」8 社（同 4.7%）であった。実施時期は「昨年と同時期」165 社（同 95.9%）、「昨年より早い」1 社（同 0.6%）で、「昨年より遅い」企業はなかった。

また、賃金カットを実施した企業は 6 社（集計 213 社の 2.8%）であった。（表 2）

表2 賃金改定の状況
—平成26年7月～平成27年6月—

① 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定内容				賃金表 なし
		ベースアッ プ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 216社 (100.0)	181 (83.8) 〈100.0〉	103 (47.7) 〈56.9〉	78 (36.1) 〈43.1〉	1 (0.5) 〈0.6〉	69 (31.9) 〈38.1〉	35 (16.2)
製造業 130社 (100.0)	111 (85.4) 〈100.0〉	75 (57.7) 〈67.6〉	36 (27.7) 〈32.4〉	1 (0.8) 〈0.9〉	30 (23.1) 〈27.0〉	19 (14.6)
平成26年 調査産業計 219社	188	84	104	2	93	31
製造業 139社	122	67	55	1	50	17

(注) ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

② 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業)

(社、%)

産業区分・年・ 定期昇給制度 のある企業	実施あり	昇給額			実施時期			実施なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	昨年と 同時期	昨年より 遅い	昨年より 早い	
調査産業計 172社 (100.0)	172 (100.0) 〈100.0〉	118 〈68.6〉	43 〈25.0〉	8 〈4.7〉	165 〈95.9〉	— 〈0.0〉	1 〈0.6〉	— (0.0)
製造業 108社 (100.0)	108 (100.0) 〈100.0〉	73 〈67.6〉	28 〈25.9〉	4 〈3.7〉	101 〈93.5〉	— 〈0.0〉	1 〈0.9〉	— (0.0)
平成26年 調査産業計 180社	180	119	38	10	166	1	1	—
製造業 118社	118	82	23	6	107	1	1	—

(注) 定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③ 賃金カットの実施 (社、%)

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 213 社 (100.0)	6 (2.8)	207 (97.2)
製造業 130 社 (100.0)	1 (0.8)	129 (99.2)
平成 26 年 調査産業計 212 社	5	207
製造業 135 社	3	132

(2) 平成 27 年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成 27 年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は 184 社（集計 219 社の 84.0%）で、要求内容は「ベースアップの実施」147 社（要求があった企業 184 社の 79.9%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」118 社（同 64.1%）、「その他」25 社（同 13.6%）となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」120 社（同 65.2%）、「個別賃上げ方式」36 社（同 19.6%）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 182 社（要求があった企業 184 社の 98.9%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」106 社（妥結企業 182 社の 58.2%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」127 社（同 69.8%）、「その他」36 社（同 19.8%）であった。（表 3）

表3 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベースアッ プの実施	定期昇給の 実施・賃金 体系維持	その他	平均 賃上げ 方式	個別 賃上げ 方式	その他	
調査産業計 219 社 (100.0)	184 (84.0) 〈100.0〉 《100.0》	147 〈79.9〉	118 〈64.1〉	25 〈13.6〉	120 《65.2》	36 《19.6》	28 《15.2》	35 (16.0)
製造業 133 社 (100.0)	117 (88.0) 〈100.0〉 《100.0》	91 〈77.8〉	83 〈70.9〉	16 〈13.7〉	83 《70.9》	24 《20.5》	13 《11.1》	16 (12.0)
平成 26 年 調査産業計 220 社	181	131	108	28	123	31	26	39
製造業 140 社	123	91	77	18	88	21	12	17

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			ベースアッ プの実施	定期昇給の実施・ 賃金体系維持	その他	
調査産業計	184 〈100.0〉	182 〈98.9〉 《100.0》	106 《58.2》	127 《69.8》	36 《19.8》	1 〈0.5〉
製造業	117 〈100.0〉	115 〈98.3〉 《100.0》	75 《65.2》	89 《77.4》	17 《14.8》	1 〈0.9〉
平成 26 年 調査産業計	181	175	91	125	31	6
製造業	123	119	72	85	19	4

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

(3) 平成 26 年年末一時金、平成 27 年夏季一時金

平成 26 年年末一時金の一人平均支給額は 832.3 千円(平成 25 年年末一時金 813.7 千円)、月収換算 2.4 か月分(同 2.3 か月分)となった。

平成 27 年夏季一時金の一人平均支給額は 886.0 千円(平成 26 年夏季一時金 880.9 千円)、月収換算 2.5 か月分(同 2.4 か月分)となった。(表 4、付属集計表第 2 表)

表4 年末・夏季一時金平均支給額

① 年末一時金				② 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分	集計社数	支給額	月収換算	産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成26年年末 調査産業計	202	832.3	2.4	平成27年夏季 調査産業計	202	886.0	2.5
製造業	127	794.0	2.4	製造業	126	820.3	2.5
平成25年年末 調査産業計	205	813.7	2.3	平成26年夏季 調査産業計	204	880.9	2.4
製造業	133	768.6	2.3	製造業	132	814.0	2.4

(注1) 「平成26年年末」とは平成26年9月～平成27年2月、「平成27年夏季」とは平成27年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(4) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）及び高校卒事務・技術（総合職）のピークとなる年齢はいずれも55歳で、それぞれ623.5千円、472.7千円となっている。高校卒生産のピークは60歳で397.0千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術（総合職）は2.92倍、高校卒事務・技術（総合職）2.40倍、高校卒生産2.08倍となっている。

学歴間格差を大学卒事務・技術（総合職）を100としてみると、22歳では高校卒事務・技術（総合職）92.0、高校卒生産89.1、55歳では75.8、63.5となっている。（表5、付属集計表第4表）

表5 モデル所定内賃金

(千円、倍)

年齢区分	大学卒事務・技術 (総合職) (集計178社)	高校卒事務・技術 (総合職) (85社)	高校卒生産 (82社)
18歳	—	168.2	166.6
22歳	213.7	196.7	190.4
35歳	397.5	329.4	301.2
40歳	471.9	371.6	337.7
45歳	550.2	421.0	368.2
50歳	608.5	462.8	387.1
55歳	623.5	472.7	396.0
60歳	578.8	449.5	397.0
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳			
	2.92	2.40	2.08
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	92.0	89.1
55歳	100.0	75.8	63.5